

委員会提出議案第6号

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年9月1日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 中川正則

(理由)

議場開放講演会事業等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例

西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議場等の開放) 第20条 議会は、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。</p>	<p>(議場等の開放) 第20条 議会は、<u>原則として年2回以上</u>、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。